

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

福島国民年金 事案 789

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月及び平成 4 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月
② 平成 4 年 4 月から同年 10 月まで

私の国民年金保険料は、妻が納付していた。申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 1 か月、申立期間②は 7 か月といずれも短期間である。

また、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間①前の昭和 60 年度及び 61 年度並びに申立期間②前の平成元年度から 3 年度までの期間の国民年金保険料を全て前納している。

さらに、当時の申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は31万2,000円、17年7月12日は33万円、同年12月21日は34万2,000円、18年7月12日は35万3,000円、同年12月12日は36万9,000円、19年7月11日は40万4,000円、同年12月20日は39万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成19年12月20日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る申立期間の賞与の記録が欠落している。

私が所持する賞与明細書によれば、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細及びA社が委託する会計事務所から提出された申立人に係る平成18年度分及び19年度分の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細及び社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は31万2,000円、17年7月12日は33万円、同年12月21日は34万2,000円、18年7月12日は35万3,000円、同年12月12日は36万9,000円、19年7月11日は40万4,000円、同年12月20日は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賞与支給明細及び社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は30万9,000円、17年7月12日は45万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る申立期間の賞与の記録が欠落している。

私が所持している預金通帳には、賞与が支払われたことが記載されているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及び複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる上、同僚の前述の賞与支給明細から算出された厚生年金保険料率等により、申立人も同様に控除されていたと認められることから、申立人の預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した額が、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額と認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚の賞与支給明細において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は30万9,000円、17年7月12日は45万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の預金通帳及び同僚の賞与支給明細において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月11日は39万7,000円、同年12月20日は39万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月11日
② 平成19年12月20日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落しているので、申立期間について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が委託する会計事務所から提出された申立人に係る平成19年度分の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年7月11日は39万7,000円、同年12月20日は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は19万4,000円、17年7月12日は24万8,000円、同年12月21日は23万9,000円、18年7月12日は23万9,000円、同年12月12日は23万4,000円、19年7月11日は26万9,000円、同年12月20日は26万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成19年12月20日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る申立期間の賞与の記録が欠落している。

私が所持している預金通帳には、賞与が支払われたことが記載されているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④から⑦までについて、申立人から提出された賞与の入金が確認できる預金通帳及びA社が委託する会計事務所から提出された申立人に係る平成18年度分及び19年度分の社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④から⑦までの標準賞与額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月12日は23万9,000円、同年12月12日は23万4,000円、19年7月11日は26万9,000円、同年12月20日は26万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までについて、申立人から提出された賞与の入金を確認できる預金通帳及び複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

さらに、同僚の前述の賞与支給明細から算出された厚生年金保険料率等により、申立人も同様に控除されていたと認められることから、申立人の預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した額が、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額と認められる。したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚の賞与支給明細において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は19万4,000円、17年7月12日は24万8,000円、同年12月21日は23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の預金通帳及び社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は60万4,000円、17年6月15日は60万7,000円、同年12月15日は62万2,000円、18年6月15日は62万4,000円、同年12月15日は60万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月15日
④ 平成17年12月15日
⑤ 平成18年6月15日
⑥ 平成18年12月15日

私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社で支給された申立期間の賞与の記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑥までについて、A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、当該期間において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑥までの標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 15 日は 60 万 4,000 円、17 年 6 月 15 日は 60 万 7,000 円、同年 12 月 15 日は 62 万 2,000 円、18 年 6 月 15 日は 62 万 4,000 円、同年 12 月 15 日は 60 万 9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、前述の賃金台帳によれば、賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から⑥に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 1 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 3 月 26 日に A 社に入社し、54 年 12 月 31 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同社は、昭和 52 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人と同様に、当時の被保険者全員が同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、申立期間当時の取締役（事業主の妻）は、「会社で厚生年金保険料を納付し続けることができず、昭和 52 年 6 月 1 日以降は厚生年金保険に加入していなかった。社員の給与からも厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立事業所が加入していた B 健康保険組合は、「申立人の記録は、昭和 51 年 3 月 26 日資格取得、52 年 6 月 1 日資格喪失となっている。」と回答しており、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。